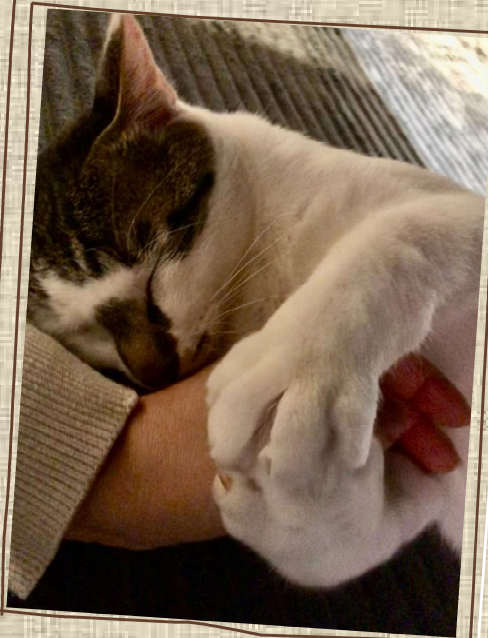




ずっと一緒にいようね。

写真は山形県動物写真コンテスト応募作品です。

動物の遺棄・虐待は犯罪です。

飼い主には、動物がその寿命を迎えるまで適切に飼育する責任があります。

●愛護動物をみだりに殺し、傷つけた場合、

**5年以下の懲役 または
500万円以下の罰金**

●愛護動物を遺棄・虐待した場合、

**1年以下の懲役 または
100万円以下の罰金**

動物の遺棄・虐待についての相談・通報はお近くの保健所または警察署へご連絡ください。

(保健所で状況を伺ったうえで、警察への連絡をお願いする場合があります。)

- ・村山保健所 生活衛生課 ☎023-627-1187
- ・最上保健所 生活衛生室 ☎0233-29-1261
- ・置賜保健所 生活衛生課 ☎0238-22-3750
- ・庄内保健所 生活衛生課 ☎0235-66-4748
- ・山形市 動物愛護センター ☎023-681-1210